

平成25年度

登米市水道事業会計補正予算書

(第2号)

並びに予算に関する説明書

〔9月5日提出〕

宮城県 登米市

議案第106号

平成25年度登米市水道事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 平成25年度登米市水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 平成25年度登米市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定量）	（補正予定量）	（計）
（4）主な建設改良事業			
ア 取水施設整備事業	68,340 千円	56,580 千円	124,920 千円
ウ 配給水施設整備事業	896,041 千円	450 千円	896,491 千円

（収益的支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

		支 出		
	（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
第9款	水道事業費用	2,161,295 千円	6,165 千円	2,167,460 千円
第1項	営業費用	1,813,971 千円	0 千円	1,813,971 千円
第2項	営業外費用	323,255 千円	6,165 千円	329,420 千円
第3項	特別損失	4,069 千円	0 千円	4,069 千円
第4項	予備費	20,000 千円	0 千円	20,000 千円

（資本的収入及び支出）

第4条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正し、括弧書きを次のとおりに改める。

（資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1,066,952千円は、過年度損益勘定留保資金1,025,000千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額41,952千円で補てんするものとする。）

		収 入		
	（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
第10款	資本的収入	611,674 千円	131,231 千円	742,905 千円
第1項	企業債	324,000 千円	69,600 千円	393,600 千円
第2項	負担金及び補償金	114,033 千円	1,870 千円	115,903 千円
第3項	補助金	65,590 千円	17,161 千円	82,751 千円
第4項	出資金	101,069 千円	42,600 千円	143,669 千円
第5項	加入金	6,982 千円	0 千円	6,982 千円

		支 出		
	（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
第11款	資本的支出	1,750,807 千円	59,050 千円	1,809,857 千円
第1項	建設改良費	1,131,706 千円	59,050 千円	1,190,756 千円
第2項	企業債償還金	619,101 千円	0 千円	619,101 千円

(企業債)

第5条 予算第6条に定めた企業債を次のとおり補正し、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
ア 浄水施設整備事業	千円 76,000	証書借入	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金については、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融資条件による。ただし、企業財政その他の都合により繰上償還又は低利に借り換えることができる。	千円 76,000	補正前に同じ	補正前に同じ	補正前に同じ
イ 配水管整備事業	183,000				183,000			
ウ 緊急時用連絡管整備事業	30,000				30,000			
エ 緊急遮断弁整備事業	10,000				10,000			
オ ダクタイル鋳鉄管更新事業	25,000				25,000			
カ 取水施設整備事業	0				10,900			
キ 配水ブロック化事業	0				58,700			
合 計	324,000				393,600			

第6条 予算第9条の次に次の1条を加える。

(重要な資産の取得及び処分)

第10条 重要な資産の取得及び処分は、次のとおりとする。

	種 類	名 称	数 量
1 取得する資産	土 地	保呂羽浄水場取水施設 登米市登米町寺池道場47番地2 外5筆	6,955.25㎡
	土 地	新田配水池 登米市迫町新田字館林73番地2 外2筆	9,270.00㎡

平成25年9月5日 提出

登米市長 布施 孝尚